

市民カード（暗証番号を登録したもの）があれば、自動交付機で本人の印鑑証明と世帯全員の住民票が取れます！

自動交付機設置場所と利用時間
◆市役所1階市民ロビー
 月～木曜日午前8時30分～午後5時、金曜日午前8時30分～午後7時
◆津山男女共同参画センター「さん・さん」(アルネ・津山5階)
 月・水～金曜日午前10時～午後7時、土・日曜日午前10時～午後6時
 ※火曜日、祝日、アルネ・津山の休館日、年末年始は利用できません
 ※自動交付機の利用で無料駐車券の交付はありません

問い合わせ先
 市民課 ☎32-2052

専用のボールを使ったフィラード発祥のウォーキング。

いい汗かこう ノルディックウォーク

いい汗かこう
 32・2118

問い合わせ先 生涯学習課

中国古典文学入門講座 第6回司馬遷
 学んでみませんか
 とき 5月15日(土)午後1時30分～3時15分
 ところ 市立図書館
 講師 杉山明さん(津山工業高等専門学校教授)
市民スタッフ募集
 講座(5回開催)の運営を手伝っていただける市民ボランティアを募集しています。希望者は4月30日(金)までに電話で申し込んでください。

とき 5月15日(土)午前10時～正午(小雨決行)
 ところ グリーンヒルズ津山内(グラスハウスエントランス集合)
定員 20人(参加費無料)
申込方法 電話、または直接申し込む
持ってくるもの 運動のできる服装、タオル、水分補給用ドリンク
問い合わせ先 グラスハウス ☎27-7140

エコ大將募集
 教える！エコな活動
 日々の生活の中で実践しているエコな活動や取り組みを募集します。6月20日(日)開催の『親子エコフェスタ2010』で事例発表します。

津山市地域げんき事業
 「スポーツで地域を元気にしよう！」という団体に対して、限度額10万円以内で助成します(審査のうえ、約5団体程度)。
 ※詳しくは市ホームページをご覧ください

団体募集中！
津山市地域げんき事業
 締め切り 5月31日(月)
問い合わせ先 親子エコフェスタ2010実行委員会事務局(エコネットフーク津山) ☎22-7656

全本明正奨学金
磯野計記念奨学金
募集人数(貸与月額)
〔全本明正奨学金〕 高校進
 学 4人(1万4千円)、大

磯野計記念奨学金
募集人数(貸与月額)
〔全本明正奨学金〕 高校進
 学 4人(1万4千円)、大

磯野計記念奨学金
募集人数(貸与月額)
〔全本明正奨学金〕 高校進
 学 4人(1万4千円)、大

磯野計記念奨学金
募集人数(貸与月額)
〔全本明正奨学金〕 高校進
 学 4人(1万4千円)、大

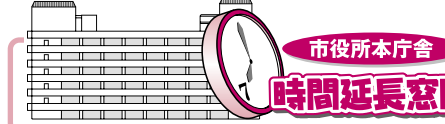
磯野計記念奨学金
募集人数(貸与月額)
〔全本明正奨学金〕 高校進
 学 4人(1万4千円)、大

磯野計記念奨学金
募集人数(貸与月額)
〔全本明正奨学金〕 高校進
 学 4人(1万4千円)、大

磯野計記念奨学金
募集人数(貸与月額)
〔全本明正奨学金〕 高校進
 学 4人(1万4千円)、大

磯野計記念奨学金
募集人数(貸与月額)
〔全本明正奨学金〕 高校進
 学 4人(1万4千円)、大

磯野計記念奨学金
募集人数(貸与月額)
〔全本明正奨学金〕 高校進
 学 4人(1万4千円)、大



毎週金曜日、市役所本庁舎では時間を延長して午後7時まで戸籍・住民票・印鑑証明書の交付、印鑑登録、パスポートの交付、納税関係の証明書の交付、納税相談、介護申請を行っています

地域材を使用する新築住宅に補助金を交付します

地域材の積極的な使用を推進することにより、市内の林業を振興し、地域経済を活性化させるため、地域材を使用して住宅を新築する人に補助金を交付します。

- Q. 対象となる住宅の条件は？**
A. 次の条件を満たす住宅が補助の対象となります
 ①市内に自ら居住するために新築される一戸建て木造住宅
 ②県の「おかやまの木で家づくり推進事業実施要領」に基づき、交付予定者決定通知を受けていること
 ③市内の施工業者の請負により建築すること
 ④市内の製材業者から地域材の材料を納入すること
 ⑤市税等の滞納がないこと

- Q. 補助金の額は？**
A. 1戸当たり30万円
Q. 申込方法は？
A. 森林課(市役所4階)または各支所産業課(阿波支所は産業土木課)に備え付けの申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて提出してください。また、申込書は市のホームページからもダウンロードできます。
 ※予算がなくなりしだい締め切ります

問い合わせ先 森林課 ☎32-2078

にほんの里100選・阿波

第39回阿波ふるさと祭り

とき 5月16日(日)雨天決行
 ところ 阿波ふるさとふれあい会館、阿波森林公園
内容 特産品の販売、各自治会のテント村、景品付き餅投げなど
問い合わせ先 阿波ふるさと祭り実行委員会事務局(阿波支所市民生活課内) ☎32-7042

税務署からのお知らせ

個別相談の事前予約

相続や贈与税、譲渡所得などの資産に関する税の相談は、事前に相談日時などの予約をしてください。
予約時 あらかじめ、住所、氏名、相談内容をお聞します。
問い合わせ先 津山税務署 ☎22-3147



津山文化教室
 学んでみませんか

平成22年度の受講生を募集。
●日本画教室
 とき 第2・4土曜日午前9時30分～正午
 ところ 津山市総合福祉会館
講師 杉山ゆうこさん
受講料 月額1800円
●書道教室
 とき 第2・4土曜日午前10時～正午
講師 美作教育会館
募集人数 若干名
受講料 月額2000円
●童話教室
 とき 第3土曜日午後2時～4時
講師 津山市総合福祉会館
神崎博彦さん
受講料 月額500円

つやま生活美術展
 日本画と書道の受講生が、一年間の成果を披露する展覧会を開催します。
 とき 5月22日(土)～24日(月)午前10時～午後6時(24日は午後4時まで)
ところ 市立文化展示ホール(アルネ・津山4階)
問い合わせ先 文化振興課 ☎32-2121

力発電などの自然エネルギーの利用、環境家計簿、地産地消などエコな活動事例
応募方法 エコネットワーク津山ホームページ <http://www.31vline.jp/~econet/> に掲載の応募用紙に記入して提出
締め切り 5月31日(月)
問い合わせ先 親子エコフェスタ2010実行委員会事務局(エコネットフーク津山) ☎22-7656

みまさかスローライフ列車

日本全国の路線で急行列車として大活躍していた「キハ28・58系車両」が、新緑の風景の中を走ります。美作滝尾駅、美作加茂駅、美作河井駅でのイベントのほか、津山駅では旧津山扇形機関車庫と懐かしの鉄道展示室が一般公開されます。

とき 5月8日(土)・9日(日)										
運転時刻	往路	津山	美作滝尾	美作加茂	美作河井	智頭				
		発	着	発	着	発	着	着		
復路	往路	智頭	美作河井	美作加茂	美作滝尾	津山				
		発	着	発	着	発	着	着		
		14:36	15:14	15:39	15:51	16:16	16:27	16:27	16:53	

キハ52-115とキハ33-1001の2車両が追加展示!!
旧津山扇形機関車庫 & 懐かしの鉄道展示室
とき 4月24日(土)・25日(日)・5月1日(土)～5日(祝)・8日(土)・9日(日)・22日(土)・23日(日)午前10時～11時30分
ところ 津山駅観光案内所集合
申込方法 公開日前日までに懐かしの鉄道展示室見学係 ☎086-225-1179へ電話予約

問い合わせ先 JR西日本岡山支社 ☎086-225-1170

学・短期大学・その他国立の学校に進学 1人(3万円)
〔磯野計記念奨学金〕 大学・短期大学・その他国立の学校に進学 1人(3万円)
応募資格 ①健康で学業・人物とも優秀な学生で経済的理由により修学が困難と認められる人 ②津山市民(学資を負担する人が津山市民

でも可)で、高校または大学の学校に進学した人 ③本人の属する世帯に市税等の滞納がない人
償還方法 卒業6ヵ月後から無利子で貸与月額の半額を毎月返還
締め切り 5月31日(月)
問い合わせ先 学校教育課 ☎32-2116

個人住民税の寄附金控除の対象が拡充されました

社会福祉法人や学校法人など公益を目的とする法人・団体や公益信託に寄附を行った場合、翌年度の個人住民税から一定額を控除することができるようになりました。

- 控除の対象となる寄附金**
 所得税法において控除対象とされている寄附金(政党に対する寄附金は除く)と公益信託財産への支出金のうち、次のいずれかに該当する寄附金。
 ①県内に事務所または事業所のある法人・団体に対する寄附金
 ②県知事または県教育委員会の許可を受けた公益信託の信託財産とするために支出した金銭
 ③①、②のほか特に県の福祉の増進に寄与するものとして県税条例施行規則で定める寄附金
 ※上記に該当する寄附金であっても、学校に入学するときに納入するものは対象になりません
 ※控除対象寄附金指定団体の一覧は県ホームページで確認してください
 市内の対象団体例＝学校法人美作学園、津山工業高等専門学校、更生保護法人美作自修会、社会福祉法人(私立保育園、老人福祉施設、障害者福祉施設、社会福祉協議会) など

●控除額
 寄附金等の合計額(総所得金額、退職所得金額、山林所得の合計額の30%までが上限)のうち、5,000円を超える金額の10%(市市民税6%・県市民税4%)が控除の対象額になります。

計算イメージ

年間の寄附金等の合計額(総所得金額、退職所得金額、山林所得の合計額の30%までが上限)			
寄附金税額控除額の計算の基礎となる金額			
適用下限(5,000円)	所得税の所得控除による税額軽減(0%から40%)	住民税の税額控除額(10%)	控除対象外
		県4% 市6%	

●控除の適用の時期
 平成22年1月1日以降支出の寄附金等が対象になり、平成23年度の個人住民税から控除されます。

●控除を受ける手続き
 これまでと同様、税務署で確定申告(平成22年分確定申告)を行ってください。寄附金の領収書等を添付する必要があります。また、所得税の確定申告の必要がなく、住民税の控除のみを受けようとする人は市に住民税の申告を行ってください。

問い合わせ先 課税課(市役所2階4番窓口) ☎32-2015